



日本共産党 京都市会議員
ひぐち英明
議会報告

みなさんのご意見・ご要望をお寄せください！

こんにちは ひぐち英明です

第308号 2017年2月1日

連絡先：日本共産党左京地区委員会 TEL761-6341
：左京生活相談所 TEL781-6622

HP: ひぐち英明

検索

えっ！9割以上が違法!? 「民泊」で困っていませんか？

「夜中にキャリアバックをゴロゴロ引く音が気になる」「『民泊』を探して）玄関を観光客がのぞき込む」「観光客が間違えて玄関のチャイム押す」「ゴミ出しのルールが守られていない」――これらは、今、京都市内中で問題になっている「民泊」に関してお聞きする相談事例です。

みなさんの周りでもこんなことが起こっていませんか？



修学院の住宅街にある「民泊」

■ いわゆる「民泊」とは

市内にある「民泊」は4,000件とも8,000件

とも言われていますが、「民泊」というのは、決まった定義があるわけではありません。一般の住居を宿泊施設として提供するものを、いわゆる「民泊」と呼んでいて、一戸建ての場合、集合住宅の一室が使われている場合、集合住宅全部が「民泊」になっている場合など、様々なケースがあります。

■ 9割以上が違法「民泊」

「民泊」は勝手にできるわけではなく、京都市に許可を取らなければ営業できません。ところが現状は、許可を取っている「民泊」は全体の7%程度で、9割以上が違法状態で「民泊」を行っています。本来京都市が指導に入り、許可を取った上で、法律に従って営業するよう改善させなければなりません。職員体制がま

適法に「民泊」を建設する場合、左のような看板を設置して周辺に知らせる必要があります



たく追いついておらず、指導に入れている件数はごく少数に限られています。また、適法でも迷惑な行為が続出しています。

■ 「見解」を公表し改善の取り組みを進める

共産党市議団は、昨年9月、『民泊』は規制緩和でなく、市

民の安全・安心に向けたルールづくりを」との見解を発表しました。そこでは、①違法「民泊」の指導の徹底、②国の「民泊」の規制緩和方針に反対するとともに本市独自の規制をつくること、③フロント(玄関帳場)に人を常駐させること、の3点を提案しています。また、実際に地域のみなさんと一緒になって改善の取り組みを進めるとともに、議会でも、市に体制の強化を含めた対応の改善を求めています。



新築のマンション全部が「民泊」に地域のみなさんが業者と協議する中で、フロントの設置と人の常駐を約束させた

■ お気軽にご相談ください

この間、「民泊」問題で、地域ぐるみで事業者と協議を重ねる中で、違法民泊を撤退させる、フロントの設置と人の常駐を約束させる、といった改善を勝ち取るという経験が生まれています。

みなさんのご近所で、「民泊」でお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

共産党市会議員団室 TEL・222-3728
左京区役所保健部衛生課 TEL・702-1256
京都市の「民泊」相談窓口 TEL・222-0700

写真トピックス

修学院新春のつどい



洛北新春のつどい

○ ひぐち英明 ホット・コム ミニ版 ○

わか家のお手伝い事情です。ごはんの後片付け・食器洗いを、言われなくてもするのが長男(高校1年)。お願いするとしてくれるのが次女(小学6年)。

朝のゴミ出しを、言われなくてもするのが次女。お願いすると出してくれるのが長男。

あれ?長女(高校2年)は・・・